

平成24・25年度

# 後期高齢者医療保険料率が決定しました

## 1 平成24・25年度の保険料率

- 保険料の所得割率 100分の7.71
- 保険料の均等割額 40,773円
- 保険料の賦課限度額 550,000円



## 2 平成24・25年度における保険料負担の軽減について

### (1) 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減後 均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,077円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,115円
5割	【基礎控除額（33万円） + 24万5千円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えない世帯	20,386円
2割	【基礎控除額（33万円） + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	32,618円

### (2) 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が153万円から211万円までの方）

### (3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。